

一般社団法人日本心身医学会定款施行細則

第1章 会員及び会費

第1条 一般社団法人日本心身医学会（以下「この法人」という。）への入会は、第4条に規定するこの法人の代議員1名以上の紹介を要する。

2. 会員は、この法人の主催する学術大会で、研究成果を発表することができる。
3. 会員は、会誌「心身医学（英語名 JAPANESE JOURNAL OF PSYCHOSOMATIC MEDICINE）」の配布を受けることができる。
4. 会員は、この法人が行う各種の行事に参加することができる。

第2条 名誉会員は、理事長、会長、支部長経験者又は理事6年以上の経験者で、この法人の発展に特に功労のあった会員を、功労会員は、理事6年満経験者又は代議員10年以上経験者でこの法人の発展に多年功労のあった会員を、理事会が推薦し、代議員会の承認を得たものとする。

2. 名誉会員は、理事会及び代議員会に、功労会員は代議員会に、随時出席し、この法人の発展のため助言することが出来る。但し、議決に加わらない。
3. 名誉会員は、終身会員とする。

第3条 会員の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 普通会员 14,000円（ただし、理事、監事及び代議員は16,000円とする。）
 - (2) 学生会員 8,000円（ただし、大学学部学生に限り、学会誌冊子体を必要としないものは2,000円とする。）
 - (3) 賛助会員 50,000円
 - (4) 功労会員 10,000円
2. 会費の納入は、年1回とし、毎年4月末日までに納付しなければならない。但し、新規の会員は、入会時に年額を納付するものとする。
 3. 退会しようとする者は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。

第2章 代議員及び役員

第4条 代議員選挙は各支部においてこれを実施する。

各支部の代議員候補者の選任方法は、別に定める。

第5条 理事の定数は、定款第21条第1項に定めた定足数の範囲内で、理事会において決定する。

2. 理事の定数は各支部に所属する普通会員の数に応じて各支部に割り当てる。ただし、各支部最低1名の理事定数を割り当てるものとする。
3. 前項の理事候補者定数の内、北海道支部1名、東北支部1名、関東甲信越支部4名、中部支部1名、近畿支部2名、中国・四国支部1名、九州支部（沖縄を含む）2名の合計12名については各支部において別に定める規程に従い、選挙により理事候補者を決定する。
4. 前項により選出された理事候補者の合議により、残余の理事候補者を理事選挙立候補者の中から選出する。
5. 理事及び監事候補者の選任方法は別に定める

第6条 任期満了時に満70歳に達する者（選出年の4月1日に満68歳以上）は、役員として選任しないものとする。

第7条 本学会の定款21条に定める役員その他、理事会の決議により下記の役員を置くことができる。

- (1) 名誉理事長 1名
2. 名誉理事長は、理事長経験者のうち本学会の発展に抜群の貢献があった者とする。
3. 名誉理事長は、理事長の要請により各種会議に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。
4. 名誉理事長の任期は終身とする。

第3章 学術大会長

第8条 学術大会長は、理事会が推薦し、代議員会の承認を得て決定する。

2. 学術大会会長は、学術大会の運営に当たる。
3. 学術大会長の任期は、前回の学術大会終了時から担当学術大会終了日までの1年とし、重任を認めない。

第4章 支部

第9条 この法人は、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州に7つの支部を置く。

- (1) 北海道支部 北海道
- (2) 東北支部 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
- (3) 関東支部 東京、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、新潟、長野
- (4) 中部支部 静岡、愛知、岐阜、三重、石川、富山、福井
- (5) 近畿支部 大阪、京都、滋賀、和歌山、兵庫、奈良
- (6) 中国・四国支部 岡山、広島、島根、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知

- (7) 九州支部 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
2. 各支部はその支部のこの法人の会員をもって組織する。
 3. 各支部の会則は、各支部毎に定める。
 4. 各支部は必要に応じ、理事会及び代議員会の議決により、合併、分割、区分変更をすることができる。

第10条 支部は、次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会（支部会、教育集会等）の開催
- (2) この法人からの諮問事項への答申及び委託事項の処理
- (3) その他目的達成に必要な事項

第11条 支部長は、第5条第1項の規定により選出された理事の中から互選によって選任する。

第12条 支部代議員会は、当該支部に所属する代議員で構成する。

第13条 各支部は支部の運営及び支部の事業を行うために必要な支部会則は当該支部代議員会で制定する。但し、その会則は本会定款及び定款施行細則に則るものであり、この法人の理事会の承認を要する。

第14条 各支部の所在地、支部長名を本会に届け出ることとし、前記事項に変更のあった場合も同じとする。

第5章 雑 則

第15条 定款及び本施行細則に関し、必要な規程は、理事会の議を経て、これを定める。

第16条 本細則を改正するためには、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成28年6月3日から施行する。